

南海トラフ地震時医療救護活動体制の目指す姿【中土佐町】

★目指す姿

- ◇【久礼地区】限られた医療従事者を最大限に活かし、助かった命をつなく医療救護体制
- ◇【上ノ加江地区】医療従事者の絶対的不足とともに孤立が想定され、地域の総力戦による命をつなく救護体制
- ◇津波被害のない大野見地区や四万十町と連携した広域的な医療救護体制



■医療救護施設における受診者予測(負傷者:発災後3日間)における設定条件

- ①負傷者数はH30年度医療政策課「医療従事者搬送計画」(L1)(L2)データ使用
 - ②発災後3日間に、トリアージ区分「赤」80%、「黄」70%、「緑」60%が受診すると仮定
 - ③東日本大震災における石巻赤十字病院の受診者数推移をモデルとして算出
- ※急性疾患患者(救急患者)や慢性疾患患者(要医薬品)は含まれていない点に留意

【負傷者想定】

	L1			L2		
	赤	黄	計	赤	黄	計
久礼地区	23	46	69	51	101	152
大野見地区	3	5	8	14	27	41
上ノ加江地区	8	16	24	15	29	44
計	34	67	101	80	157	237

☆特徴:地域により医療資源の被災状況が異なる

【久礼地区】

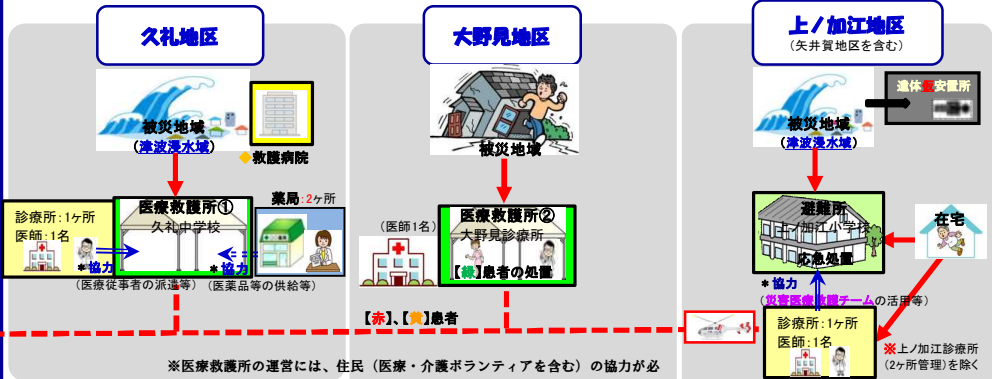
- ・医療施設は津波浸水想定区域内
- ・医療従事者の不足

【大野見地区】

- ・医療施設は津波浸水想定区域外
- ・医療救護所として診療所を活用
- ・久礼地区等の後方支援

【上ノ加江地区】(矢井賀地区を含む)

- ・医療施設は津波浸水想定区域内
- ・道路寸断により孤立する可能性あり
- ・医療従事者の絶対的不足



◎これまでの医療救護体制の取り組み

- 医療救護計画の改定(R1年8月)
- 医療救護所訓練実施 1回程度/年 福祉保健所の協力を受け情報伝達、救護所設置運営等を実施 R1は、社協、住民ボランティアも患者役として参加
- 医療従事者の確保対策 上ノ加江避難所災害医療救護チーム発足 ▶チームメンバー:8名(看護師4名 保健師2名 救急救命士2名) 上ノ加江小学校で救急法の講習会実施 久礼地区在住の看護師等医療従事者の情報収集
- 広域的な負傷者受け入れのための医療連携の体制づくり(広域搬送の検討、エリアの設定) →中土佐町、四万十町の連携イメージの検討 <くぼかわ病院災害訓練での両町の連携
- 中土佐消防による酸素ボンベ流通備蓄(純平タワー、八千代タワー)
- 職員のスキルアップ ・日本赤十字救急員救急法受講(H29~R1) ・クノロ研修(H30~R1) ・初期トリアージ研修(R2)
- EMIS訓練・県情報伝達訓練への参加
- 久礼中・上ノ加江小学校等備蓄庫への資器材保管(簡易ベッド、トリアージセット等)
- 大野見診療所へ医薬品の備蓄
- 医療救護計画に受援体制の項目追加
- くぼかわ病院大規模災害救護訓練参加(R1, 10)
- 保健師チームによる須崎市二次トリアージ研修参加(R1,10)

◎R2 医療救護活動への取り組み

- 継続した訓練の実施 これまで実施してきた町内一斉避難訓練を町総合防災訓練として全町的な大規模訓練を予定していたが、コロナ禍により規模を縮小。町職員全員参加による地震津波初動訓練を実施。(11月8日)
- 職員のスキルアップ 職員を対象とした初期トリアージ研修 講師 高知赤十字病院 (参加者29名 10月27日)
- 福祉避難所開設訓練 双名園(参加者15名 11月9日)
- 医療従事者の確保対策 ・広報等での呼びかけ ・町内在住医療従事者(看護師)との協議
- 地元救護病院(なかとさ病院)に災害対応についてヒアリング実施 ・発災時の対応や資材、物資の確認実施
- EMIS訓練・県情報伝達訓練への参加
- 備蓄医薬品の管理(流通備蓄)
- 要配慮者個別支援計画の様式改訂および個別計画更新(自主防への依頼)

◎R3 医療救護活動へ取り組み

- 継続した訓練の実施 状況に応じ、感染症対策を講じたうえで医療救護所開設及び情報伝達訓練を実施。(町総合防災訓練が実施されれば、同時開催) 庁舎移転により、新体制での訓練が予想されるため情報機器等の配備も含め、危機管理室とのより密な連携体制の構築が必要。
- 職員のスキルアップ 第2回初期トリアージ訓練
- 医療従事者の確保対策 ・久礼地区災害医療チーム結成検討 ・上ノ加江医療救護チーム研修
- 重点継続要医療者の医療救護 ・在宅酸素者名簿作成検討 ・広域搬送の手段の検討 ・災害拠点病院との連携及び訓練の実施
- 災害拠点病院や救護病院への訓練参加
- 医療救護所の備品の充実 ・県補助金を活用し大野見医療救護所の備品の充実を図る
- 要配慮者個別計画の更新(継続)

*各種数値(病床数、医師数、薬局数等)は、R1年度
*診療所の数については、便宜的に2ヶ所管理等を行っているもの除外(概ね、週5日以上診療)